

# 県内のみなさまに 改正労働基準法をお知らせしたい!

傘下・会員のみなさまにもお配りいただくと幸いです  
【鹿児島労働局・労働基準監督署】



2018年6月29日、働き方改革関連法が成立し、**労働基準法**は制定以来70年ぶりに**大きく改正**されました。

残業は月100時間もないし、高度プロフェッショナルの職種もないから、関係ないと思うんだけど



改正内容は、時間外労働の上限規制や高度プロフェッショナル制度**だけじゃない**のです



実は、**年次有給休暇の5日の取得義務**が、最もみなさまに影響があるのではないかと考えています。

年次有給休暇の話は聞いているけど、もう義務化されているのかな？



**今年の4月1日から義務化**されてますよ。

そーか もう義務化されているんだ！



具体的な法改正の中身や、法改正に対応した労務管理の方法など、いろいろと知りたいんだけど、どうしたらいいかな



**裏面でご案内**します

## 改正労働基準法のお知らせ方法

- ① **業界や地域などの団体単位で**  
業界団体や地域の団体の**定例会**、**勉強会**などに職員が出張してご説明します



- ② **企業単位で**  
職員が**個別に訪問**して、改正法の説明や、各企業の実情に合わせた労働時間管理などのアドバイスをいたします

立入調査・指導ではありません！



## 問い合わせ方法

- 以下をご記入の上、最寄りの労働基準監督署又は鹿児島労働局労働基準部監督課にFAXを送信してください
- 後日、担当から日程調整などのご案内の電話をいたします

### 【FAX送付先（FAX番号）】

最寄りの労働基準監督署

鹿児島署（099-214-9186）      鹿屋署（0994-41-7394）

川内署（0996-20-0874）      加治木署（0995-63-3348）

名瀬署（0997-52-6869）

鹿児島労働局労働基準部監督課（099-226-7772）

----- 以下をお送りください -----

いずれかに☑をお願いします

- 団体として説明を希望します（団体様の場合）
- 個別訪問を希望します（企業様の場合）

団体名・企業名	
所在地	
電話番号	
ご担当者様	